# 令和2年度内部統制の報告について

地方自治法第150条の規定により、令和2年度長岡京市内部統制評価報告 書を調製し、本市監査委員の審査を経たので、ここに報告する。

令和3年8月16日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

# 令和2年度長岡京市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告 書を次のとおり作成しました。

令和3年6月9日

長岡京市長 中小路 健 吾

記

# 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

長岡京市では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「長岡京市内部統制に関する基本方針」(令和2年3月1日。以下「基本方針」という。)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

基本方針では、発生可能性及び影響度から、財務に関する事務のうち、最優先に対応するべきリスクに対して内部統制を導入することとし、整備状況及び運用状況について、重大な不備がないかどうか評価を実施しています。

## 2 評価手続

長岡京市においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日 を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務 に係る内部統制の評価を実施いたしました。評価は、各所属の自己評価以外に、 内部統制推進課である総務課及び全庁的に共通する業務の所管課において評価を実施しました。

# 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドライン及び基本方針に規定する評価作業を実施したところ、長岡京市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ有効に運用されていると判断いたしました。

なお、令和2年度における取組内容及び評価結果の詳細は別紙附属資料のと おりです。

4 不備の是正に関する事項 記載すべき事項はありません。

# 令和2年度 長岡京市内部統制評価報告書 【附属資料】

令和3年6月

## 1 内部統制の目的

内部統制とは、(1)業務の効率的・効果的な遂行、(2)財務報告等の信頼性の確保、(3)業務に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全という4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。これら4つの目的は、それぞれ固有の目的ですが、お互いに独立しているものでもなく、相互に密接に関連しています。

## (1) 業務の効率的・効果的な遂行

各業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいいます。 地方自治法第2条第14項及び第15項に掲げる住民の福祉の増進に努めるとともに、 最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めると いう趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織 として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで業務の目的達 成を図ります。

# (2) 財務報告等の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいいます。予算及び予算の説明書(地方自治法第 211 条)、決算(地方自治法第 233 条)等の財務報告は、議会や住民等の監視に置かれ、市の信用の維持・向上に影響を与えています。これらの誤った情報は、市に不測の損害を与え、信頼を著しく失墜させることとなります。

また、市の政策実績を十分に把握するためには、非財務報告についても積極的に実施することが求められており、その情報の信頼性も確保しなければなりません。

# (3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいいます。地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはなりません(地方自治法第2条第16項)。しかし、長岡京市では、平成27年に長岡京市職員が水道施設工事の入札等に当たって便宜を図った見返りに業者側から賄賂を受け取るという事件が発生しました。二度とこのような事件を起こさないため、長岡京市元職員の収賄容疑にかかる再発防止のための改革事項で議論された組織体制や業務の改善策に着実に取り組み、市民の信頼回復に努めていかなくてはなりません。

#### (4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう資産の保全を図ることをいいます。

税を財源として取得された財産(地方自治法第237条第1項)及び現金が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、市の財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与えます。これらを防止するための体制を整備することが求められています。

この資産には、有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報など無形の資産も含

まれます。住民に関する情報については、適切に保全が図られなかった場合、住民に著しい不利益を与え、住民からの信頼に非常に大きな影響を与える可能性があるため、特に適切な対応が求められます。

# 2 内部統制の対象とする事務

長岡京市においては、内部統制の対象とする事務は、地方自治法第 150 条第 2 項第 1 号に規定する財務に関する事務としています。そして、それら事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目的とします。

# 3 内部統制の体制

長岡京市における内部統制の実施体制は次のとおりです。内部統制は、執行機関ごとに整備・運用するものと考えられていますが、長岡京市では、市長が統轄代表権を有しているものとし、この方針の下で全ての執行機関の統制を行うものとしています。

# (内部統制体制における職員・部局の役割)

職名	実施内容
市長	・基本方針の策定及び実施に関する最終責任者
副市長	・最終責任者の補佐であり、実務的な責任者 ・全職員に対し、基本方針遵守のために必要な施策の実施を指示
部局長	・各部局の責任者として、部局職員に対し、基本方針に関する具体的な取組を指示 ・内部モニタリングの実施 ・部局で、重大なリスクが生じたときの責任者
総務課 (内部統制推進課)	・基本方針(案)の作成・見直し ・内部統制の実施の通知 ・各所属(実行部門)のリスクや自己評価の取りまとめ ・内部統制評価報告書(案)の作成 ・内部モニタリングの結果を報告・公表のための手続 ・職員への周知徹底
共通業務の 所管課	・全庁的に対応が必要なリスクの分析と対応策の整備 ・行革、コンプライアンスの視点から内部統制を評価 ・内部モニタリングでの意見具申 ・職員への周知徹底
所属長	・所属の責任者として、所属職員に対する基本方針に関する具体的な取組を指示 ・日々の業務のチェック、日常的モニタリングの実施

14、行前を上述した低くといる中間、腹切らす主義で参考で見れる問題

職員

- ・各所属の担当業務の実施者として、基本方針やリスクの対応策に基づ く適正な事務執行を行う。
- ・担当業務におけるリスク対応策の策定と検証
- ・日々の業務における日常的モニタリングの実施

# 4 内部統制の取組

内部統制の取組は、業務上のリスクの発生の予防と早期発見、発生した場合の適切な対処を行い、リスクを一定の水準以下に抑えることを確保するための仕組みを整えることです。

令和2年度の取組は次のとおりです。

#### (1) 取組内容と経過

	内容			
令和2年4~5月	各所属の業務におけるリスクの洗い出し及び評価と対応策の			
7和2443万	整備			
令和2年6~7月	内部統制推進課において、各所属の業務におけるリスクの取			
1741240477	りまとめ			
	各所属において業務実施。発生したリスクの報告			
年間を通じて	⇒発生したリスクは、内部統制推進課で取りまとめ、実務責任			
	者及び共通業務所管課へ報告			
令和3年3~4月	各所属における令和2年度自己評価の実施			
令和3年4~5月	内部統制推進課において自己評価の取りまとめ及び評価の実			
7和3年479月	施			
令和3年6月	内部モニタリング機関(庁議)におけるモニタリングの実施			
令和3年6月	内部統制評価報告書の作成			

# (2) 全所属の取組

それぞれの所属において、リスクの評価と対応を実施しました。

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の 達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応 を選択するプロセスをいいます。ここでのリスクは、災害、事故及び感染症等のように 市民に大きな影響を及ぼす事象であっても、内部統制によって事前にリスクを低減する ことができず、多くの場合に、事後にしか対応することができない事象である場合には 含まないものとします。内部統制でなく危機管理の観点から、別途対応するものです。

#### ア リスクの識別・分類

自らの所属の業務で発生する財務に関するリスクの洗い出しを行いました。

# イ リスクの分析と評価

識別・分類したリスクについて、当該リスクが生じる可能性及び影響の大きさを分析し、リスクの量的な重要性を見積もるとともに質的な重要性に照らして、対応策を講じるべきリスクかどうかを評価しました。

### ウ リスクへの対応策の整備

リスクへの対応は、財務に関するリスクのうちで、発生頻度や影響度が高く、優先度 が高(優先)以上とされたもの(表1)について、必要に応じて対応策を講じました。

# エ 自己評価と報告

年度当初にリスクの分類・識別及び分析と評価を行い、優先度が高(優先)以上となるリスクを「リスク評価シート」に記載し、内部統制推進課(総務課)へ提出しました。 内部統制推進課は、提出されたリスク評価シートの内容でリスクの優先度や対応策の整備状況に不十分な点等について、必要に応じて各所属に再評価を求めました。

また、年度末に年間を通じて統制を行った結果をリスク評価シートに追記し、自己評価を行いました。

その他、リスク事案が発生した際には、「リスク事案発生報告書」を作成し、実務責任 者へ報告を行い、内部統制が有効に機能しているかどうかの検討を行いました。

#### (表1)優先度の設定基準

影響度発生可能性	甚大(人命、市 民の財産又は市 の信用に著しい 影響)	大(市民生活、 事業活動又は市 の信用に影響)	中(他部署に影響、職員 の心身に影響を与える、 又は市の信用に影響を 与えることがある。)	小(所属内に影響、又は職員の心身に影響を与えることがある。)
頻繁 (月に数 回)	最高 (最優先)	最高 (最優先)	高(優先)	中 (標準)
たまに (年)に 数回)	最高 (最優先)	最高 (最優先)	中(標準)	中 (標準)
稀に (1~数 年に1回)	最高(最優先)	高 (優先)	中(標準)	低
職場内では 未発生	高 (優先)	中 (標準)	低	低

#### (3) 共通業務の所管課の取組

共通業務を所管する課(表2)は、内部統制推進課と連携し、事務分掌規則に定められた権限に基づき、その知見を生かして内部統制の整備及び運用が有効に行われるよう、次の取組を行いました。

各課から提出されたリスクのうち、全庁的に対応が必要となるリスクについて、統一的なリスク対応策を策定、又は実施し、各所属で適切にリスク管理がされているか点検・評価しました。

# (表2) 共通業務の所管課

全庁的に共通する業務	左の所管課
・個人情報保護に関すること	広報発信課
・職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	職員課
・法令遵守に関すること	総合調整法務課
・予算の編成及び執行管理に関すること	財政課
・情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること ・情報セキュリティの運用に関すること	情報システム課
・契約制度等に関すること ・契約に係る業者指導に関すること	契約課
・工事の検査等に関すること ・工事に係る設計委託の検査等に関すること ・工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること	検査指導課
・文書事務及び公印に関すること	総務課
・支出負担行為の確認に関すること ・収入及び支出命令書の審査に関すること ・資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること ・会計事務の指導に関すること	会計課
・水道 (下水道) 事業に係る入札及び契約の総括に関すること ・水道 (下水道) 用財産の取得、管理及び処分に関すること ・水道 (下水道) 事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること ・水道 (下水道) 事業の出納及び会計事務に関すること	上下水道部総務課

## 5 内部統制評価手続きと評価結果

# (1) 評価手続き

令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、「地方公共 団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以 下、ガイドラインという)及び「長岡京市内部統制に関する基本方針」(以下、基本方針 という)に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を次のとおり実施いたしま した。

# ア 各所属での評価手続き

各所属において、4.(2) エのリスク評価シートに記載したリスクについて、整備状況 及び運用状況に不備があるかどうか自己評価を行いました。

#### イ 共通業務所管課での評価手続き

共通業務所管課において、全庁的に共通するリスクの整備状況を点検・評価しました。

# ウ 内部統制推進課での評価手続き

各所属から自己評価の提出を受け、内部統制推進課である総務課において、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況について、重大な不備がないか評価を実施しました。

## (2) 評価結果

#### ア 各所属での自己評価結果

令和2年度において、各所属の業務におけるリスクのうち優先度が高(優先)以上となるリスクは411件ありました。そのうち、全庁的に共通する業務におけるリスクは248件(表3)、各所属の業務における個別のリスクは163件ありました。

各所属での自己評価結果では、整備状況については、リスク評価シートに記載されているリスクのうち、対応策が整備されているか、又は現在の対応策では統制の内容や手続きが不十分でなかったかについて評価をしました。

また、運用状況については、リスク評価シートに記載されているリスクを結果として 発生させたかどうかを評価しました。

4 1 1 件のリスクのうち、整備状況の不備があったリスクは 0 件、運用状況の不備があったリスクは 1 0 件ありました。

各所属において運用状況の不備があったリスクは表4のとおりです。

(表3) 全庁的に共通する業務におけるリスク (優先度が高(優先)以上)

共通業務の内容	リスクの件数
個人情報保護に関すること	3 5
職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	7 8
法令遵守に関すること	5 1
予算の編成及び執行管理に関すること	3
・情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること	4.0
・情報セキュリティの運用に関すること等	4 0
・契約制度等に関すること	
・契約に係る業者指導に関すること	
・工事の検査等に関すること	1 1 1 1 1
・工事に係る設計委託の検査等に関すること	1
・工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること	
文書事務及び公印に関すること	3 0
・支出負担行為の確認に関すること	
・収入および支出命令書の審査に関すること	. Z <u>a 2014</u> 2
・資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること	
・会計事務の指導に関すること	
・水道(下水道)事業に係る入札及び契約の総括に関すること	2

- ・水道(下水道)用財産の取得、管理及び処分に関すること
- ・水道(下水道)事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること
- ・水道(下水道)事業の出納及び会計事務に関すること

# (表4) 令和2年度に発生したリスク事案

リスク NO	リスク事案の概要	発生の原因	選択した対処法	今後の再発 防止策
1	広報紙において、氏 名の掲載誤りがあっ	複数人での読み合 わせチェックをし	本人及び関係者への謝罪、市ホーム	個人や団体の名称に は特に細心の注意を
	<i>t</i> =	ていたが、見落と	ページへ訂正とお	払い、複数人での読
	y == 10	してしまった。	詫びを掲載	み合わせを徹底する。
2	団体ウェブサイト	ウェブサイト管理	ホームページ作成	脆弱個所を修正し
	FTP サーバーへの第	ツールに脆弱性が	事業者に修復を依	<i>t</i> = 。
	三者による不正アク	あった	頼した。	
	セス		_	-
3	基幹系システムへロ	大会議室に敷設し	老朽化して破損し	大会議室に敷設して
4	グインできなくなる	ていた古い LAN ケ	ていた LAN ケーブ	いた LAN ケーブル
5	事象が発生し、2 時	ーブルを交換し、	ルを新品に交換し	は、露出した状態で
	間程度各課の業務に	事態が収束した。	たことによりネッ	あったため、LANケ
	支障がでた。	メーカーに調査を	トワーク通信が可	ーブルを配管経由で
	基幹システム利用課	依頼したが、原因	能になり復旧。電	敷設した。
	において、画面照会	の特定には至らな	話対応できなかっ	a 11 ag 1
	ができず、電話対応	かった。	た事案について	
	できない事案が1件		は、復旧後に、電	= 1 1
	発生した(3件)		話にて対応した。	
6	市道走行中の乗用車	道路パトロールに	緊急修繕等により	道路パトロールの徹
7	等の損傷事故が発生	おいて全路線を網	対応した。	底
8	した (3件)	羅できていなかっ		
		たため。	1 2 2 2	
9	公用車運転中の事故	目視確認不足	警察及び担当部署	目視の徹底及び同乗
			への連絡	者による的確な指示
10	発送した通知文書に	発送先一覧の件数	発送先に文書を回	発送の直前に発送先
	別の宛先の文書が同	と発送件数の確認	収しに行き、お詫	一覧の件数と発送件
	封された状態で発送	を行わなかった。	びするとともに、	数の確認を行う。
	してしまった。		回収した文書は改	
	1,000		めて発送した。	

# イ 共通業務所管課による評価結果

共通業務所管課において、全庁的に共通する業務におけるリスク248件の対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかといった点を中心に評価したところ、すべてのリスクにおいて重大な不備はないとの評価となりました。(表5)

(表5) 共通業務所管課による評価結果

共通業務の 内容	共通業務 所管課	評価結果	評価結果の内容	共通業務所管課における その他の取組
個人情報保	広報発信	重大な不	評価基準日において有効	長岡京市個人情報保護条
護に関する	課	備なし	に整備され、また評価対象	例に基づき個人情報の収
こと			期間において有効に運用	集はその所掌する事務の
	To g		されていると判断される。	目的を達成するために必
			x 1, 1 3	要かつ最小限の範囲でと
	-		8 2 2 2 1	定めており、目的外利用
	= =			や外部提供をする場合
				は、同条例に基づき審議
		2.0	- Fi	会へ諮問することなど職
				員へ年2回周知し、個人
			an B	情報保護の適正な運用に
				努めました。
	=			また、運用状況報告書を
				作成し、審査会及び審議
				会へ報告したほか、市広
				報紙や HP にも掲載し、公
	4			正な運用を確保しまし
				た。
職員の任免、	職員課	重大な不	評価基準日において有効	令和2年度は4月に新入
分限、懲戒及		備なし	に整備され、また評価対象	職員を対象とした公務員
び服務その			期間において有効に運用	倫理研修と法令遵守研修
他身分に関			されていると判断される。	を実施しました。計 26 名
すること				が参加し、服務、公務員倫
	= =			理、法令遵守について学
				びました。また部局ごと
				に倫理・法令遵守研修の
	16 B P 3			実施により不祥事の発生
	Ty - 20 1			防止に努めました。
	a filtrin			

			T	T
法令遵守に	総合調整	重大な不	評価基準日において有効	庁内向け啓発として、法
関すること	法務課	備なし	に整備され、また評価対象	令遵守マネージャーから
		e a creatu	期間において有効に運用	法令遵守通信を発行する
			されていると判断される。	とともに、公益通報体制
			1 1 1 1 1 2 3 3 7 1	の確立に努めました。
	総務課	重大な不	評価基準日において有効	長岡京市職員の収賄事件
		備なし	に整備され、また評価対象	に係る改革検討事項とし
Jan Barting			期間において有効に運用	て実施してきた全職員の
White out		15 ST ST ST	されていると判断される。	リスク管理チェックを令
n 2 <u>a</u> 1				和 2 年度も実施し、不祥
	11122		*	事の発生防止に努めまし
Diela Tu	fa stia	17.1 LIG. 6		<i>t</i> =.
予算の編成	財政課	重大な不	評価基準日において有効	予算・業務執行を財政課
及び執行管	Turke xi	備なし	に整備され、また評価対象	合議とすることで、複数
理に関する	1,706.5		期間において有効に運用	でのチェック体制強化を
こと	医机械性病		されていると判断される。	実施しました。
・情報ネッ	情報シス	重大な不	評価基準日において有効	長岡京市情報セキュリテ
トワークの	テム課	備なし	に整備され、また評価対象	ィ監査実施要綱に基づ
運用、整備及	BYT AE		期間において有効に運用	き、情報セキュリティ対
び維持に関	1. 数据证言		されていると判断される。	策の整備状況及び運用状
すること	12000			況を点検・評価するため、
・情報セキ				内部監査を実施し、適正
ュリティの	UL 155 d			であると判断しました。
運用に関す	1 - 24 -			また、今年度は情報セキ
ること等	+ 10-6			ュリティ意識等の向上の
- N F1	finit 13. 20 d.			ため、全庁向け「標的型メ
		= ===	* **	ールテスト」及び「情報セ
will real to	18 7 T.F	74711		キュリティ、個人情報保
	(1) 本香草			護、サイバーセキュリテ
18° - 38 - 19		四集工业工		ィ」研修を実施するとと
8 I A I	1、1型度量	Sitte	Evan Cold	もに、マイナンバー事務
				を行っている所属には、
A			1	「マイナンバー制度ー
T EL 1	1 1 2 7 1			般、個人番号利用事務関
	조 「여에 있			係事務」研修を実施しま
				した。さらに、情報システ
- 2.7	*4" 1, E (II)			ム課内においても、情報
				担当所管課向けのセキュ

	1 1384			リティ研修を実施しまし
		Galanti.	t and the state of	t= 0
・契約制度	契約課	重大な不	評価基準日において有効	契約規則に基づき、入札・
等に関する		備なし	に整備され、また評価対象	契約事務が適正に執行さ
こと		100m2 to 100 m	期間において有効に運用	れるよう、契約課執行の
・契約に係			されていると判断される。	入札・契約事務だけでな
る業者指導			100 total total att. 10 total att.	く、各課において執行さ
に関するこ				れる入札・契約事務にお
٤				いても合議によるチェッ
				クを実施しました。また、
				令和 2 年度は、書面によ
				る職員基礎研修の実施
				や、インフォメーション
				による周知徹底など、適
				正な入札・契約事務の執
				行を図りました。
・工事の検	検査指導	重大な不	評価基準日において有効	工事及び設計委託業務の
査等に関す	課	備なし	に整備され、また評価対象	検査において、成果品が
ること	5.4	MAN TO SERVE	期間において有効に運用	設計図書、施工計画書等
・工事に係	11 一、北京		されていると判断される。	と整合が取れているか確
る設計委託				認し、工事等に係る職員
の検査等に				及び業者に対し、成果品
関すること				の整理方法等の指導を行
・工事等に				った。また、長岡京市請負
係る職員及				工事の随時検査基準にし
び業者に対	10000000000000000000000000000000000000			たがって、11月に土木
する指導に	and the same			工事1件、建築工事1件
関すること	I S Y Was 5			の随時検査を実施しまし
27 2 2115.45	er stellere			<i>t</i>
文書事務及	総務課	重大な不	評価基準日において有効	文書事務の適正執行のた
び公印に関		備なし	に整備され、また評価対象	め、新入職員向けの文書
すること			期間において有効に運用	研修を実施しました。ま
			されていると判断される。	た、公文書の適正管理及
				び改ざん防止を目的とし
	R * J 27 B			た、文書管理システムの
				導入を進めました。

・支出負担	会計課	重大な不	評価基準日において有効	予算執行説明会において
行為の確認		備なし	に整備され、また評価対象	各課での伝票の確認方法
に関するこ			期間において有効に運用	やよくある間違いを伝
٢		e feet	されていると判断される。	え、全庁的な指導を行い
・収入およ		1 3 7 7 1		ました。また資金前渡処
び支出命令		21 22 2		理や旅費に関する処理に
書の審査に				ついて事前にインフォメ
関すること	8			ーションで周知を行いま
• 資金前渡、	fri			した。
概算払及び				
前金払の精				
算審査に関	_ = 12 _		e e	
すること				
・会計事務				
の指導に関				
すること				
・水道(下水	上下水道	重大な不	評価基準日において有効	・上下水道事業において
道)事業に係	部総務課	備なし	に整備され、また評価対象	は、チェックリストを使
る入札及び	1		期間において有効に運用	用し、適正な契約事務の
契約の総括		** *** ***	されていると判断される。	実施とその確認を行って
に関するこ	e <sup>9</sup>		5	います。
٤				・年2回の倫理研修のほ
•水道(下水				かに、他市での入札等に
道)用財産の			5	係る事件を職員間で情報
取得、管理及				共有するなどし、職員の
び処分に関	=			意識向上に努めました。
すること				・研修計画を策定し、外
•水道(下水				部研修等を通して、職員
道)事業の現				の知識と技術の向上に努
金、預金、有				めました。
価証券の保		×. 1	¥	・上下水道事業に係る予
管に関する				算・業務執行を上下水道
こと		Negra	ž	総務課合議とすること
•水道(下水	= = 1			で、複数でのチェック体
道)事業の出				制強化を実施していま
納及び会計				す。
				3 8
事務に関す				

# ウ 内部統制推進課による評価結果

内部統制の目的を、「リスクを一定水準以下に抑える」ことと定めていることから、内部統制推進課では、各所属が実施した自己評価に基づき、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制について、確認し、重大な不備がないか評価を行いました。

総務省のガイドラインでは、内部統制の「重大な不備」とは、内部統制の「不備」のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対して大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいいます。

整備上の重大な不備については、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備上の不備のうち、全庁的な内部統制の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものが、運用上の重大な不備については、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の運用上の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものが該当するとされています。

上記に基づき評価を行ったところ、運用状況に不備のあった10件(表4)以外は、すべて不備は認められませんでした。

不備のあった10件について、その発生原因、対応状況、対応の結果、影響度や再発防 止策について、経済的・社会的に大きな不利益を生じされるものであったかどうかを基 準に判断したところ、重大な不備には至らないものと評価をしました。

以上のことから、長岡京市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

3 長 監 委 第 4 4 号 令 和 3 年 8 月 2 日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市監査委員 田中恭介同 三木常照

令和2年度長岡京市内部統制評価報告書 審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、審査に付された令和2年度 長岡京市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおり意見書を提出し ます。

# 令和2年度長岡京市内部統制評価報告書の審査意見

# 1 審査の対象

- (1) 長岡京市内部統制評価報告書
- (2) 長岡京市内部統制評価報告書【附属資料】
- (3) 長岡京市内部統制に関する基本方針
- (4) リスク評価シート
- (5) リスク事案発生報告書

## 2 審査の時期

令和3年6月11日から令和3年7月26日まで

# 3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書、内部統制評価報告書【附属資料】、リスク評価シート、リスク事案発生報告書について、市長から提出があり、内部統制推進課の説明を聴取した上で、ガイドライン及び内部統制に関する基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価が適切に実施されたかどうかについて審査した。

#### 4 審査の結果

内部統制評価報告書を審査した結果、基本方針に基づき評価手続きが適切に 実施され、また、運用状況の不備があったリスク10件についても、内部統制 の重大な不備に当たるかどうかの確認を的確に行い、評価判断が適切に行われ ていると認める。

## 5 審査意見

本市での内部統制制度導入については、市町村において努力義務であるところを、過去2度に渡る職員の不祥事を猛省し、市民の信頼を回復し、本市のまちづくりを市民協働で進めていくという強い意志を持って導入されたものと解する。過去に発生した不祥事から得た教訓を風化させることなく法令遵守、服務規律の徹底を図られるよう求める。

内部統制の最終的な責任者は長であるが、内部統制は、業務に組み込まれて おり、組織の職員により遂行されるプロセスである。そのため、職員自らがそ のことを十分認識し、責任を持って取り組まなければならないことから、今一 度、職員への内部統制制度の周知を求める。

内部統制は、継続的に見直しを行いながら構築していくものである。さらに、 内部統制の精度を高める工夫をし、法令の手続きに基づいた健全かつ効率的、 効果的な業務の遂行に取り組まれたい。